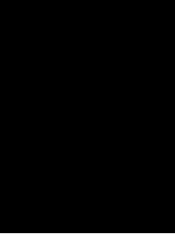


電気通信事業法の一部を改正する法律(令和元年法律第5号)の施行に伴う関係省令等の整備

(諮問第3116号)

< 目 次 >

1	諮問書	1
2	概要	3
3	改正案	23




諮問第3116号

令和元年6月21日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 石田 真幹



諮 問 書

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）等の一部を改正することとしたい。

については、改正法附則第2条の規定並びに改正法による改正後の電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第169条第2号及び第4号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。



総務省

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係省令等の整備について

3

令和元年6月
総務省
総合通信基盤局

- モバイル市場の競争の促進及び電気通信市場の環境の変化に対応した利用者利益の保護を図るために、電気通信事業法の一部を改正し、必要な措置を講ずる。

モバイル市場の競争の促進

■ 事業者間の競争が不十分

- ☞ 大手3社による寡占(シェア9割)
- ☞ 端末代金と通信料金が一体化し、利用者に分かりにくく不公平。

■ 競争を促進するための基本的なルールを整備

- 通信料金と端末代金の完全分離、期間拘束などの行き過ぎた困り込みの是正のための制度を整備。

販売代理店への届出制度の導入

■ 販売代理店への指導は一義的には事業者任せられ、行政の現状把握が不十分

■ 販売代理店の業務の適正性の確保に資する制度を整備

- 販売代理店に届出制度を導入することで、販売代理店の不適切な業務の是正の実効性を担保。

事業者・販売代理店の勧誘の適正化

■ モバイル・FTTH等の苦情・相談は高い割合で推移

- ☞ 分野別の相談件数(2017年度)で見ると、「インターネット接続回線(FTTH含)」は3.3万件(3位)、「移動通信サービス」は2.4万件(8位)
(出典:全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET))

■ 利用者の利益の保護のためのルールを強化

- 自己の名称等を告げずに勧誘する行為等を抑止することで、利用者利益の保護を強化。

1 モバイル市場の競争の促進関係※

(移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為)

- 第二十七条の三 総務大臣は、**総務省令(2)**で定めるところにより、移動電気通信役務(第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務又は同項第三号に掲げる電気通信役務(その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供されるものに限る。))であつて、電気通信役務の提供の状況その他の事情を勘案して電気通信事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるものとして総務大臣が**指定(1)**するものをいう。以下同じ。)を提供する電気通信事業者(移動電気通信役務(当該電気通信事業者が提供するものと同種のものに限る。))の利用者の総数に占めるその提供する移動電気通信役務の利用者の数の割合が電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして**総務省令(2)**で定める割合を超えないものを除く。)を次項の規定の適用を受ける電気通信事業者として**指定(3)**することができる。
- 2 前項の規定により指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 その移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備の販売等(販売、賃貸その他これらに類する行為をいう。)に関する契約の締結に際し、当該契約に係る当該移動電気通信役務の利用者(電気通信役務の提供を受けようとする者を含む。次号、第二十九条第二項及び第七十三条の四において同じ。)に対し、当該移動電気通信役務の料金を当該契約の締結をしない場合におけるものより有利なものとする事その他電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供として**総務省令(4)**で定めるものを約し、又は第三者に約させること。
 - 二 その移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し、当該移動電気通信役務の利用者に対し、当該契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして**総務省令(5)**で定める当該移動電気通信役務に関する料金その他の提供条件を約し、又は届出媒介等業務受託者に約させること。
- 3 第一項の規定による移動電気通信役務の指定及び電気通信事業者の指定は、告示によつて行う。

2 事業者・販売代理店の勧誘の適正化関係※

(電気通信事業者の禁止行為)

第二十七条の二 電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 (略)
- 二 第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に先立つて、その相手方(電気通信事業者である者を除く。)に対し、自己の氏名若しくは名称又は当該契約の締結の勧誘である旨を告げずに勧誘する行為(利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがないものとして**総務省令(1)**で定めるものを除く。)
- 三 (略)
- 四 前三号に掲げるもののほか、利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして**総務省令(2)**で定める行為

※法第73条の3において届出媒介等業務受託者に準用する場合を含む。

1 モバイル市場の競争の促進関係

□ 禁止行為規律の対象となる移動電気通信役務として次の役務を指定。

- ・携帯電話サービス※
- ・全国BWAサービス※

※ 卸電気通信役務、法人に対して契約約款によらないで提供する役務、固定して使用されるモバイルルータ(固定ブロードバンドの代替となるサービス)、通信モジュール向けサービスを除く

第26条第1項第1号及び第3号に掲げる電気通信役務(その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務に限る。)

【第1号】 携帯電話サービス、
BWAサービス 等

【第3号】 PHSサービス、
公衆無線LANサービス 等

※ 衛星移動通信サービス、アンライセンスLPWAサービス等の電気通信役務は第26条第1項各号で指定されていない

電気通信事業者間の適正な競争
関係を確認する必要があるもの
(電気通信役務の提供の状況その他の事情を勘案)

次の電気通信役務を移動電気通信役務として告示によって指定

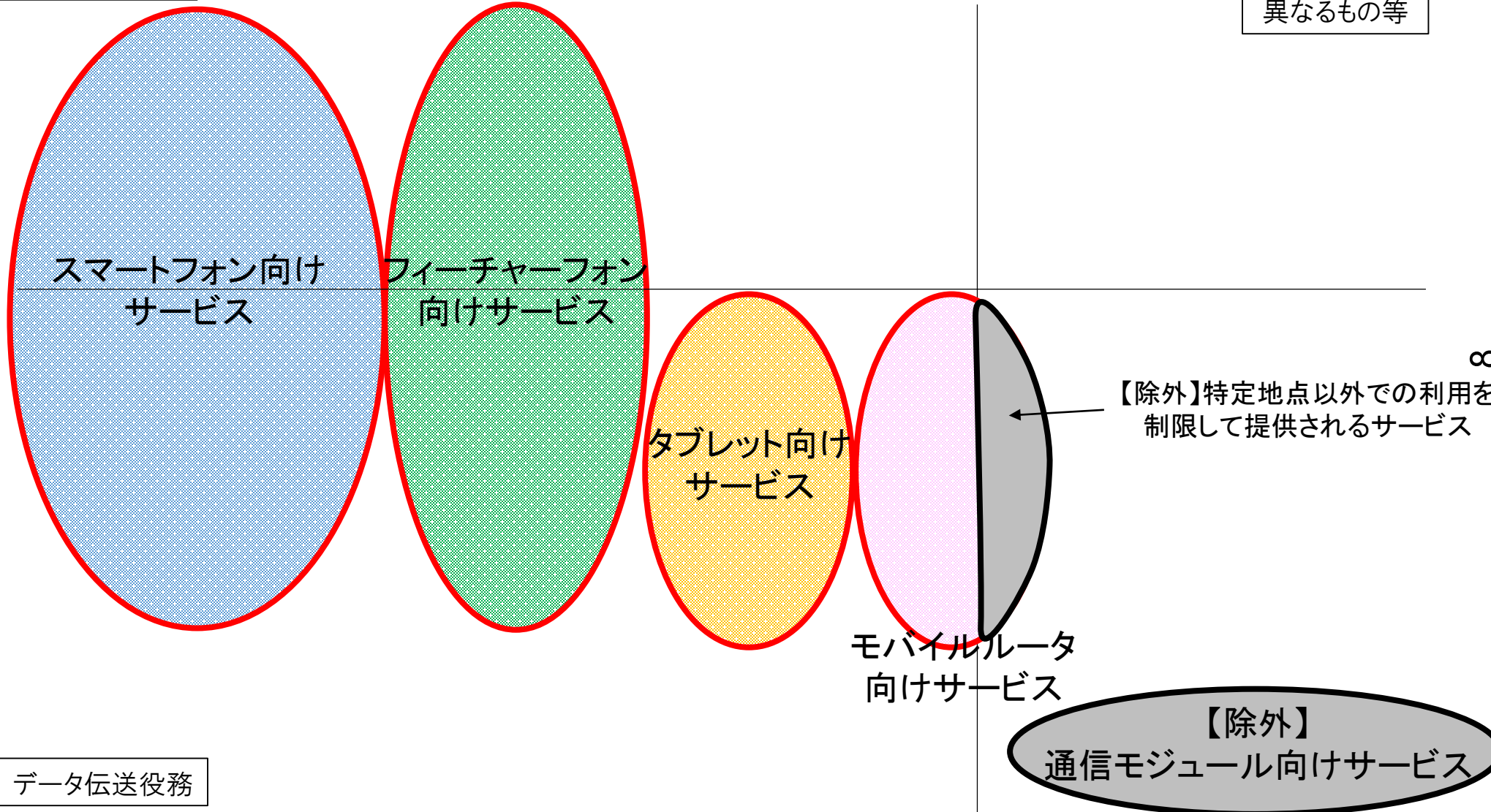
- ・ 携帯電話サービス
- ・ 全国BWAサービス

勘案の観点	指定しない役務	
	携帯電話サービス及び全国BWAサービスとは異なる役務	携帯電話サービス及び全国BWAサービスから個別に除外する役務
電気通信事業者間の競争に及ぼす影響が少なくないか	・ 地域BWAサービス	
一般的なサービスであっても、サービス停止等により利用者数の減少が見込まれるか	・ PHSサービス	
同一のサービス区分であっても、異なる市場で競争しているサービスはないか		・ 固定して使用されるモバイルルータ(特定地点以外での利用を制限して提供されるサービス)
今般の禁止行為規律がなじまないサービス区分はあるか	・ 公衆無線LANサービス	・ 法人に対して契約約款によらないで提供する役務 ・ 卸電気通信役務 ・ 通信モジュール向けサービス

携帯電話サービス+全国BWAサービス

音声伝送役務

競争環境が異なるもの等



データ伝送役務

【除外】特定地点以外での利用を制限して提供されるサービス

【除外】通信モジュール向けサービス

(注) 卸電気通信役務及び法人に対して契約約款によらないで提供する役務は除く。

1(2)電気通信事業者の指定の基準

(電気通信事業法施行規則第22条の2の14・第22条の2の15関係)

❑ 禁止行為規律の対象となる電気通信事業者として次の電気通信事業者を指定。

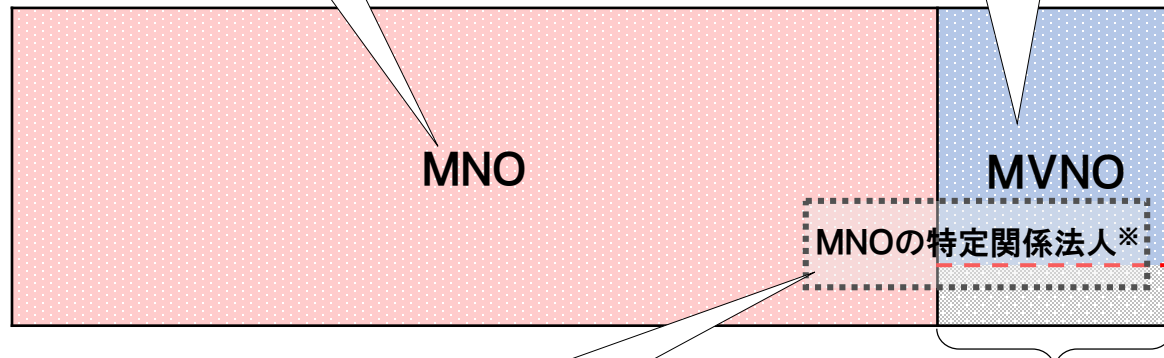
- ・MNO及びMNOの特定関係法人については全事業者
- ・MVNOについては移動電気通信役務の利用者の数の割合が0.7%を超えるもの

MNO: 全て指定

- ・自ら周波数の割当てを受けてネットワークを運用する電気通信事業者は競争への影響が少ないとは考えられないため。

MVNO: 利用者の数の割合が0.7%を超えるものを指定

- ・利用者の数が100万(割合換算で約0.7%)を超える電気通信事業者は、競争への影響が少ないとは考えられないため。



MNOの特定関係法人: 全て指定

- ・潜脱防止のため。

除外されるMVNO
(利用者は全体の1割未満)

■その他の規定内容

【計算方法】

- ・毎年度末時点の移動電気通信役務の利用者の数を用いて、1年に1回、割合を計算

【指定手続】

- ・禁止行為規律の対象となる電気通信事業者を指定又は解除するときは、対象事業者に通知

※ MNOの親会社、子会社、兄弟会社、1/3超の議決権保有等の実質的な支配関係のある関連会社等

MNO	MNOの特定関係法人
株式会社NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none"> ○エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ○エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社 ○株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト ○株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ ○株式会社ドコモCS
KDDI株式会社 沖縄セルラー電話株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ○沖縄セルラーアグリ&マルシェ株式会社 ○UQモバイル沖縄株式会社 ○中部テレコミュニケーション株式会社 ○ビッグロブ株式会社 ○株式会社ソラコム
ソフトバンク株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ○テレコムプロフェッショナルサービス株式会社 ○ヤフー株式会社 ○LINEモバイル株式会社 ○株式会社ウィルコム沖縄 ○汐留モバイル株式会社 ○SBパートナーズ株式会社
楽天モバイル株式会社	○楽天コミュニケーションズ株式会社
UQコミュニケーションズ株式会社	-

MVNOのうち移動電気通信役務の利用者の数の割合が0.7%を超える者
(MNOの特定関係法人を除く)

株式会社インターネットイニシアティブ

株式会社オプテージ

1(4)①通信料金と端末代金の完全分離に関する措置

(電気通信事業法施行規則第22条の2の16関係)

法律の規定

- 端末を販売等する際の通信料金を端末を販売等しない場合よりも有利にすることを禁止
- 通信役務の利用者に対する端末の販売等に際しての一定の**利益の提供（総務省令で規定）を禁止**

省令の概要

① 通信役務の継続利用及び端末の購入等を条件として行う利益の提供 ⇒ 一律禁止

② 通信役務の利用及び端末の購入等を条件として行う利益の提供 ⇒ 2万円(税抜)を超えるものを禁止

▶ 先行同型機種がある場合には負担額がその買取価格を下回ることも不可。

例外

廉価端末、新規契約の受付が終了した通信方式のサービス利用者が新たな通信方式に移行するために購入する端末等、在庫端末について、特例を設ける。

1(4)②通信役務の利用・端末の購入等を条件とする場合の「利益の提供」の上限

(電気通信事業法施行規則第22条の2の16関係)

□ 端末を購入する利用者に対する利益の提供であって、**通信役務の継続利用を条件とはしないもの**の上限は、**2万円**※とする。

※ 比較対象とする価格と先行同型機種 of 買取価格の差額が2万円を下回る場合は、その額とする。

□ 端末代金の値引き等の上限は、通信・端末の各市場の競争が有効に機能するよう※、**当面は厳しいもの**とすべき。

※ 端末代金の値引き等により利用者を誘引する手法を限定的なものとする事で、通信・端末の各市場での競争を促進し、事業者による端末代金の値引き等を前提としない端末市場の競争を促す。

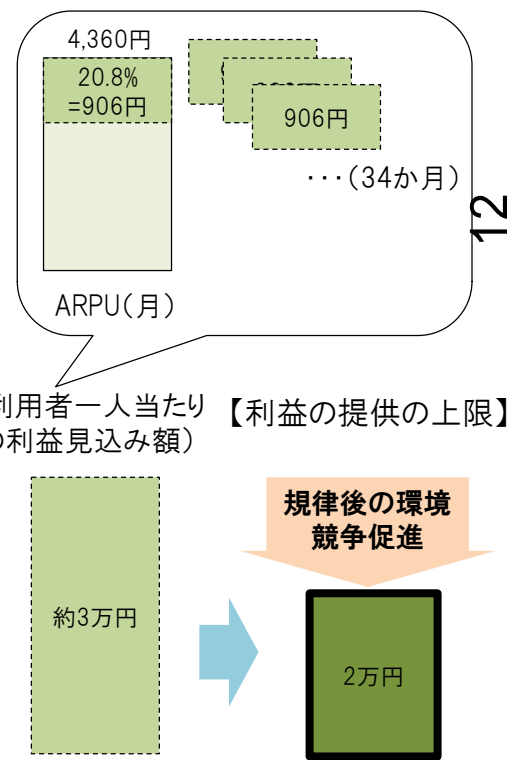
□ 端末代金の値引き等が、「利用者一人当たりの利益見込み額」を上回る場合、利用者に対する行き過ぎた利益の供与に当たる。

現在の市場環境を前提とすると、「利用者一人当たりの利益見込み額」※は約3万円。

※ 利用者一人当たりの利益見込み額の算定

$$\begin{aligned} & \text{各社のARPU (4,360円/月)} \times \text{各社の売上高営業利益率の平均 (20.8\%)} \\ & \times \text{スマートフォンの平均利用期間 (34か月)} = \text{約3万円} \end{aligned}$$

□ しかしながら、通信料金と端末代金の分離による今後のARPU・売上高営業利益率の低下を考慮するとともに、通信・端末の各市場の競争を促進するためには、**現在の市場環境を前提とした値引きを許容するのではなく、値引き額の上限をより制限することとし、3万円よりも1段階低い2万円と設定。**

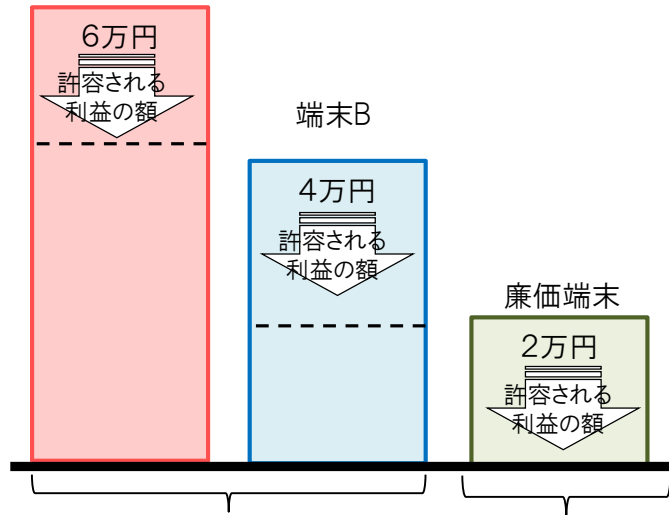


(電気通信事業法施行規則第22条の2の16関係)

- ❑ 廉価端末については、0円以下とならない範囲で利益の提供可。
- ❑ 通信方式の変更・周波数の移行により端末が使用できなくなる利用者が新サービスに移行するために販売される端末は、0円未満とならない範囲で利益の提供可。
- ❑ 在庫端末については、最終調達日から24か月経過で半額までの範囲で利益の提供可。ただし、製造が中止されたものは、最終調達日から12か月経過で半額まで、24か月で8割までの範囲で利益の提供可。

廉価端末

- ❑ 廉価端末については、0円以下とならない範囲で利益の提供可。
- ❑ 税抜2万円以下の価格の端末を廉価端末とする。
端末A

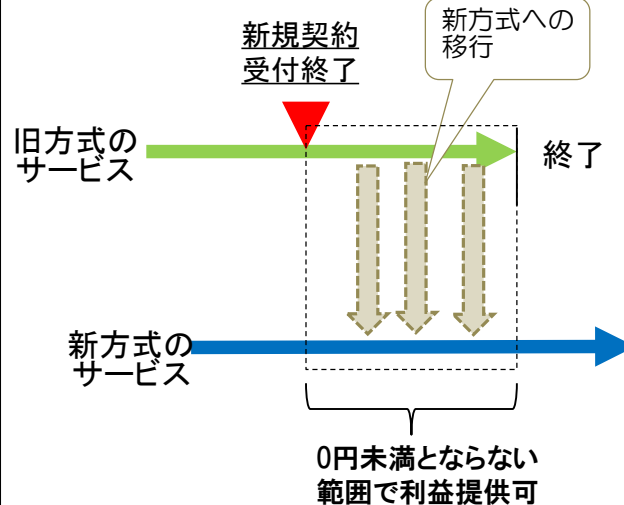


許容される利益の額*の範囲で利益提供可
0円以下とならない範囲で利益提供可

* 2万円(税抜)又は先行同型機種と比較対象とする価格と買取価格との差額のいずれか低い方の額

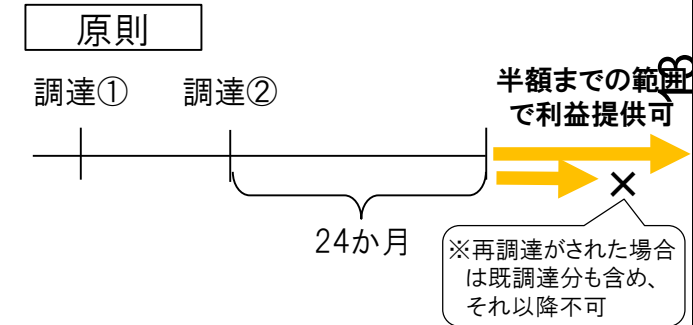
通信方式変更／周波数移行に対応するための端末

- ❑ 新規契約の受付終了した通信方式のサービス利用者が新たな通信方式に移行するために購入する端末*については、0円未満とならない範囲で利益の提供可。
*周波数移行における場合のものも同様。

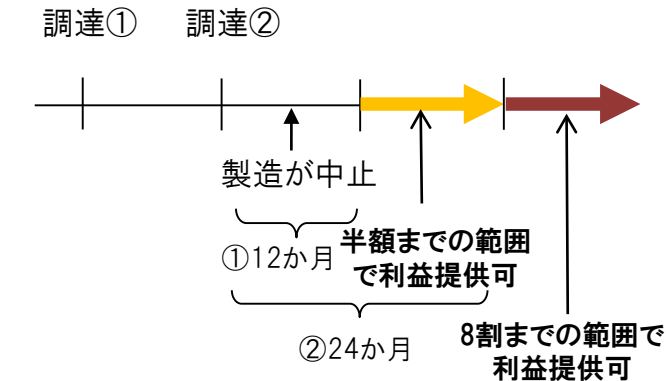


在庫端末

- ❑ 在庫端末については、半額までの範囲で利益の提供可



製造が中止された端末



1(5)①行き過ぎた期間拘束の是正に関する措置(電気通信事業法施行規則第22条の2の17関係)

法律の規定

- 通信契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定める提供条件を禁止

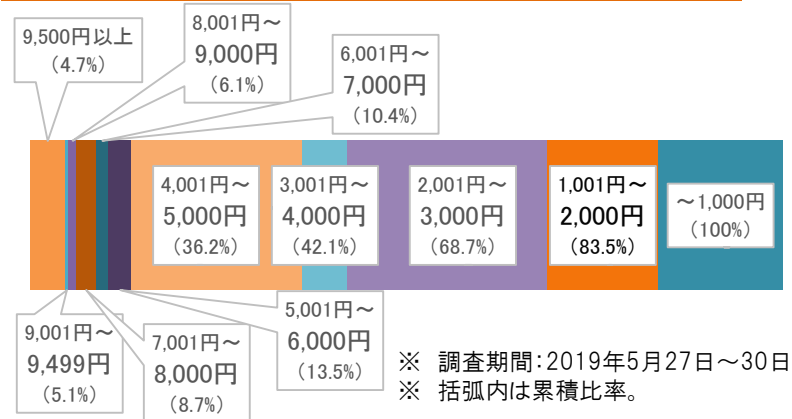
省令の概要

・ 契約期間の上限	2年(違約金の定めがない場合を除く)
・ 違約金の額の上限	1,000円(税抜)
・ 期間拘束のない契約の提供	1年を超える又は更新可能な期間拘束契約を提供する場合、期間拘束のない契約も選択肢として提供しなければならない。
・ 期間拘束の有無による料金差の上限	170円/月(税抜)
・ 自動更新	<p>次の①～④のいずれかを満たさない自動更新を伴う契約を禁止</p> <p>① 契約締結時において、契約期間満了時※に期間拘束を伴う契約で更新するかどうかを利用者が選択できること。</p> <p>② ①の選択によらず料金その他の提供条件が同一であること。</p> <p>③ 契約期間満了時において、期間拘束を伴う契約で更新するかどうかを利用者が改めて選択できること。</p> <p>④ 違約金なく契約を解除可能な更新期間が少なくとも契約期間の最終月、その翌月及び翌々月の3か月間設けられていること。</p> <p style="text-align: right;">※ 更新後の契約期間満了時を含む。以下同じ。</p>
・ 長期利用割引等の条件	利益の提供の範囲=1か月分の料金(税抜)/年

□ 違約金の額の上限： 1,000円

- 現在、契約を解除して他の事業者に移行する場合には、移行元事業者において違約金のほか、MNP手数料を、移行先事業者において新規事務手数料を要する。このような中で、移行に係るスイッチングコストを低下させ、事業者間の競争を促進させるには、期間拘束のある契約の解除に要する違約金の額を抜本的に引き下げる必要がある。
- 他方、一定の期間の契約を約することでメリットが得られる契約形態は他の分野でも見られるところであり、これを完全に禁止するまでの措置を講ずることは適当ではない。
- こうした考え方に沿って、事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれを生じることはないとの違約金の額の上限については、次の事情を踏まえ1,000円とする。

事業者の乗り換えにおいて許容できる違約金の額【n=1,758】



全サンプル		6,000人
現在利用している携帯電話会社から、他の携帯電話会社に乗り換えたいと思うか	いいえ	3,153人
	はい・検討してもよい	2,847人
	無料解約期間まで待つ	1,089人
	許容できる違約金の額を回答	1,758人

- ・ **通信料金と端末代金の完全分離による通信料金の競争の促進の効果を広く行き渡らせるには、スイッチングコストが抜本的に引き下がるよう、違約金の水準は最低限のものとする必要があること**
- ・ 総務省において**利用者アンケート(6,000人)**を行ったところ、他事業者への乗換え意向がある者(2,847人)のうち、違約金支払い意思のある者(1,758人)について、**8割を超える者が許容できる違約金のレベルは1,000円となる**との結果であったこと

□ 期間拘束の有無による料金差の上限： 170円/月

□ 現在の料金プランにおいて、違約金の水準(大手事業者3社とも9,500円)と期間拘束の有無による通信料金の差(3社中2社は月当たり1,500円、1社は月当たり2,700円)とを比較すると、**3社中2社の利用者においては6か月以内^{※1}**、1社の利用者においては3か月以内の利用であれば、**期間拘束のない契約の方が負担額が少ない設定**となっている。

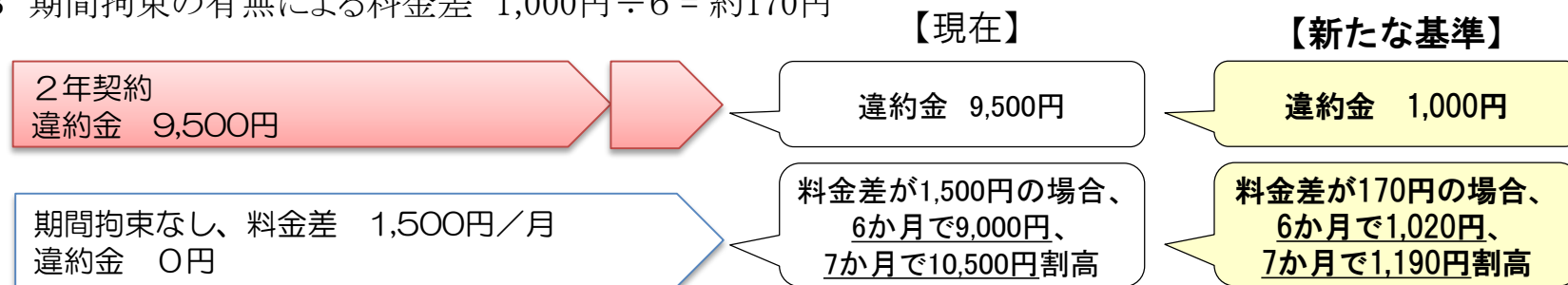
※1 違約金が9,500円であるのに対し、期間拘束の有無による料金差が月1,500円であるため、 $9,500 \div 1,500 > 6$ か月となる。

□ **民間のアンケート調査^{※2}**においても、事業者の乗換えを検討している利用者の55.3%が1年以内での乗換えを検討している。

※2 MMD研究所「2019年通信乗り換えに関する調査」(2019年4月24日)

□ 以上から、**6か月以内に事業者や通信契約を見直す利用者にとって期間拘束のない契約が選択肢となるよう**、期間拘束の有無による6か月分の通信料金差^{※3}と違約金の水準(1,000円)とが均衡するように料金差の上限を設定。

※3 期間拘束の有無による料金差 $1,000円 \div 6 = 約170円$



(参考) 期間拘束のない標準プランの料金水準については、利用者視点からのサービス検証タスクフォース「期間拘束・自動更新付契約」に係る論点とその解決に向けた方向性(2015年7月)以降、実体のある選択肢となるように検討される必要があるとされている。

- 改正法は対象となる全ての事業者・サービスについて早期に適用することが望ましいが、**全ての事業者・サービスについて一斉に適用することが不可能な場合の競争上の懸念、システム不備等による利用者への影響等**を考慮し、次のとおり、サービスごとに段階的に適用を進める。
 - ・ **スマートフォン： 施行日において、全ての規定を適用**
 - ・ **スマートフォン以外： 法定禁止行為を除く他の規律については、今年末までは規定の適用を留保し、来年から全ての規定を適用**

	1号禁止行為 (通信料金の割引、端末代金の値引き等の禁止)		2号禁止行為 (行き過ぎた期間拘束の是正)
	法律の規定 (通信料金の割引)	省令の規定 (端末代金の値引き等)	省令の規定
スマートフォン	○(施行日に適用)		
スマートフォン以外	○(施行日に適用)	×(今年末まで適用を留保)	

<既往契約の扱い>

- 施行日以後の「更新」(自動更新を含む。)、「条件変更」についても、施行日前の条件によることを許容[※]。

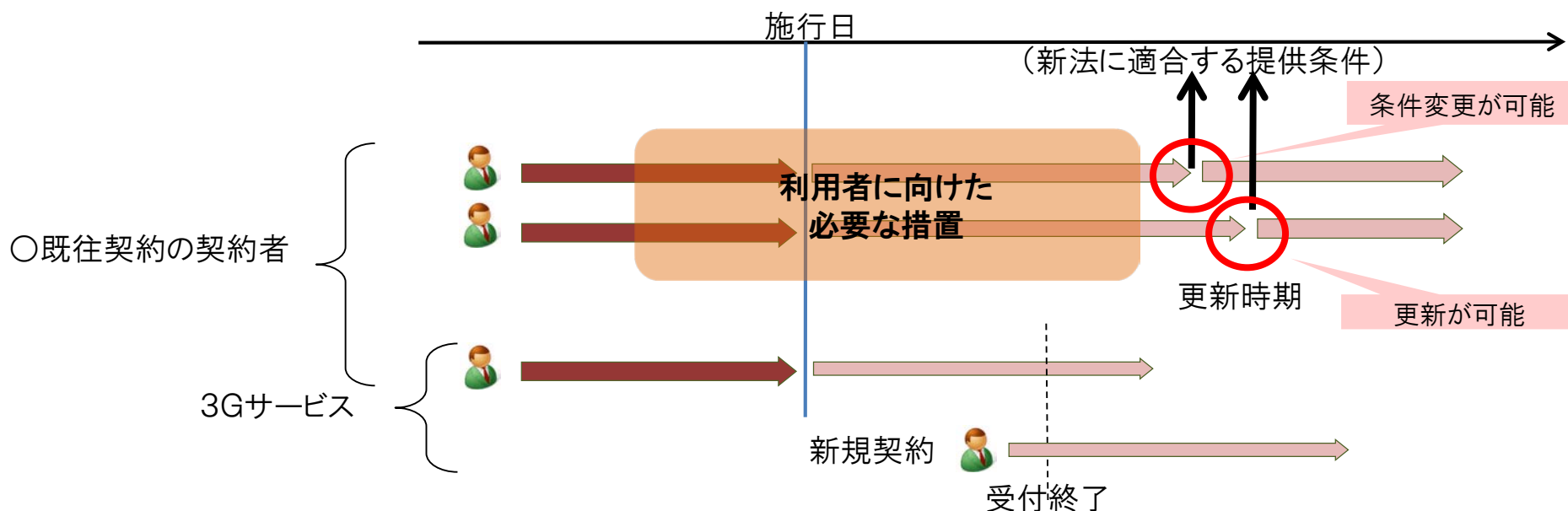
※ 他方で、事業者に対し、利用者が改正法に適合する料金プランに円滑に移行できるようにするための必要な措置を行うこと、改正法に適合する料金プランへの移行で恩恵が受けられるにも関わらず、従来プランを使い続ける利用者が出ることをないよう、十分な周知を行うことを求める。

併せて総務省では、これらの措置の概要、既往契約の利用者の移行状況等を把握し、評価・検証に反映させる。

<3Gサービスの扱い>

- 3Gサービスについては、**2号禁止行為**(行き過ぎた期間拘束の是正)に関して施行日時点の料金プラン・条件での新規受付を可能とする[※]。

※ 併せて、3Gから4Gに移行する利用者に対しては、早期の移行を促す等のため、**通信役務の継続を条件としない限り**、通信方式の変更により端末が使用できなくなる利用者への対応として、端末の代金を0円未満とならない範囲で利益の提供を行うことが可能。



2 事業者・販売代理店の勧誘の適正化関係

2(1) 自己の氏名若しくは名称又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為 (電気通信事業法施行規則第22条の2の13関係)

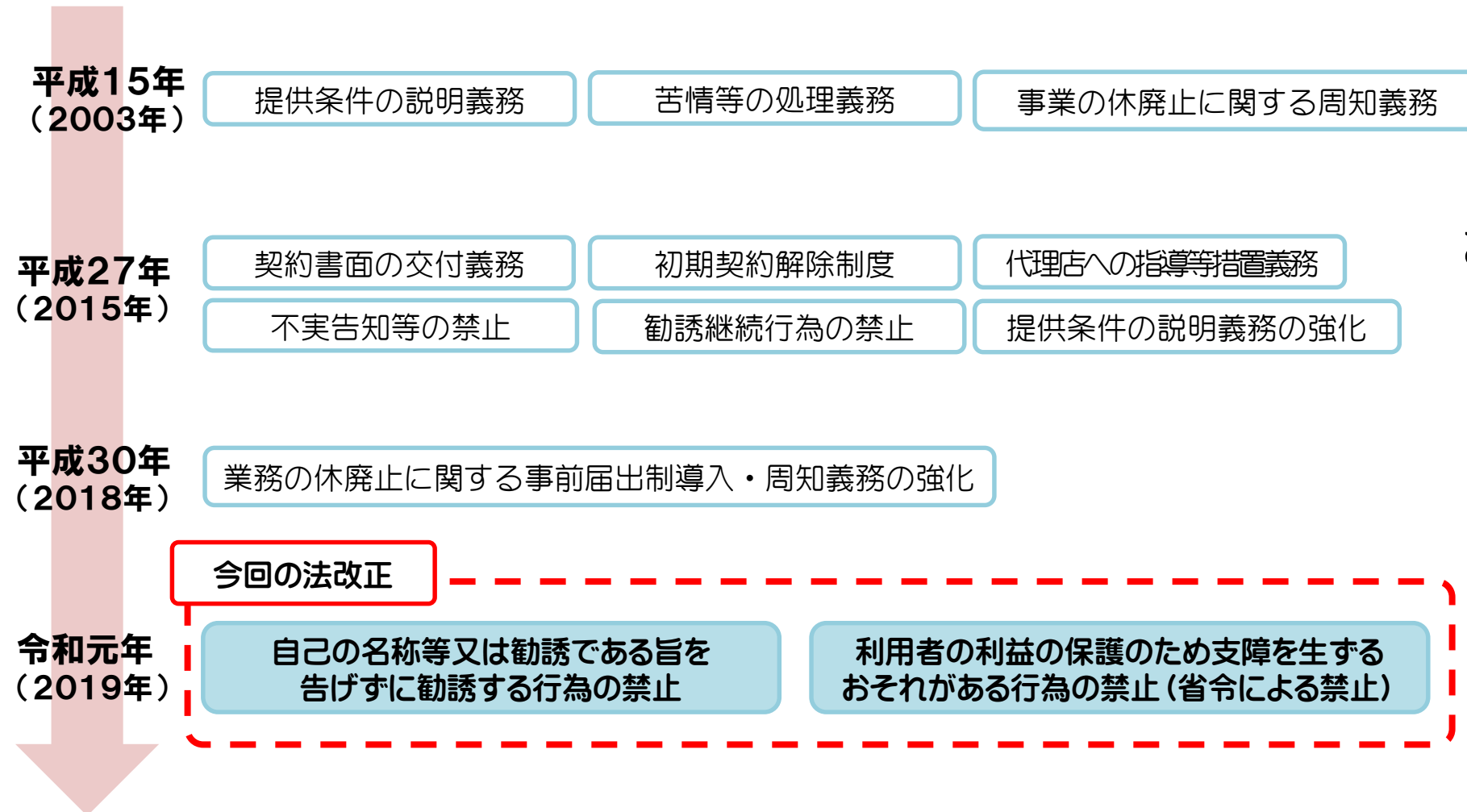
- 電気通信役務^{※1}の提供に関する契約の締結の『勧誘』に先立って「自己の氏名若しくは名称」又は当該契約の締結の「勧誘である旨」を告げずに勧誘する行為の禁止について、総務省令において定める適用除外は、販売形態ごとにそれぞれ次のとおりとする。
 - **店舗販売の場合：**
「自己の氏名又は名称」については明らかであるため告げる必要はない。
 - **電話勧誘、訪問販売及び通信販売の場合：**
別件(他の勧誘や修理申込み等)に引き続いて勧誘を行う場合で、既に「自己の氏名又は名称」を告げており、利用者が既に認識できている場合には、改めて告げる必要はない。

	初回の電気通信役務の勧誘		別件に続く電気通信役務の勧誘	
	自己の氏名又は名称	勧誘である旨 ^{※2}	自己の氏名又は名称	勧誘である旨 ^{※2}
店舗販売	×	○	×	○
	【総務省令による適用除外】		【総務省令による適用除外】	
電話勧誘 訪問販売 通信販売	○	○	×	○
			【総務省令による適用除外】	

※1 事業法第26条第1項各号の電気通信役務（携帯電話端末サービス、CATVアクセスサービス、FTTHアクセスサービス、ISP、電話、PHS等）が対象
 ※2 販売代理店が勧誘を行う場合には、「販売代理店の氏名又は名称」及び「勧誘である旨」のほか、「勧誘する電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称」を告げる必要があるが、店舗販売の場合であっても、販売代理店が複数の電気通信事業者の役務を取り扱う場合が想定されることから、特段総務省令で適用除外としない。

- 総務省令において定めることにより禁止される「利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為」については、現時点では定めず、今後課題が顕在化した際に措置する。

【参考:これまでの消費者保護ルール強化の経緯】



○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及び電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

総務大臣 石田 真敏

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

〔第一章 略〕

第二章 電気通信事業

第一節 電気通信事業の登録等（第三条―第十三条）

第二節 電気通信事業者の業務（第十四条―第二十七条）

第三節 電気通信設備（第二十八条―第三十八条）

第四節 届出媒介等業務受託者（第三十九条―第四十条の二）

第五節 基礎的電気通信役務支援機関（第四十条の三―第四十条の八）

第六節 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（第四十条の八の二―第四十条の八の十）

第三章 土地の使用等

第一節 事業の認定（第四十条の九―第四十条の十九）

第二節 土地の使用（第四十一条―第五十四条）

第四章 電気通信紛争処理委員会（第五十四条の二）

〔第五章 略〕

附則

第二章 電気通信事業

第一節 電気通信事業の登録等

（電気通信事業の届出）

第九条 〔略〕

〔2〕8 略〕

9〕

総務大臣は、法第十三条第四項の規定による届出（法第九条の登録を受けた電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準のいずれにも該当することとなつた場合に限る。）又は法第十六条第一項の規定による届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。同条第二項及び第三項並びに法第十七条第二項の規定による届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。

第一節 電気通信事業者の業務

（基礎的電気通信役務の範囲）

第十四条 〔略〕

〔一〕三 略〕

（契約約款等の公表）

目次

〔第一章 同上〕

第二章 電気通信事業（第三条―第四十条）

第三章 基礎的電気通信役務支援機関（第四十条の二―第四十条の八）

第三章の二 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（第四十条の八の二―第四十条の八の十）

第四章 土地の使用等

第一節 事業の認定（第四十条の九―第四十条の十九）

第二節 土地の使用（第四十一条―第五十四条）

第四章の二 電気通信紛争処理委員会（第五十四条の二）

〔第五章 同上〕

附則

第二章 電気通信事業

（電気通信事業の届出）

第九条 〔同上〕

〔2〕8 同上〕

〔新設〕

（基礎的電気通信役務の範囲）

第十四条 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

（契約約款等の公表）

第二十二條 法第二十三條第一項の規定による契約約款及び料金の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所（商業登記簿に登記した本店又は支店に限る。第二十二條の二十三を除き、以下同じ。）において掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（提供条件の説明）

第二十二條の三 法第二十六條第一項の規定による同項各号に掲げる電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明（以下「提供条件概要説明」という。）は、当該電気通信役務の提供に関する契約（以下「対象契約」という。）の締結が行われるまでの間に、少なくとも次に掲げる事項（付加的な機能の提供に係る役務に係る事項を除く。以下この条及び次条第一項において「基本説明事項」という。）について行わなければならない。ただし、既に締結されている電気通信役務の提供に関する契約（以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「既契約」という。）の一部の変更を内容とする契約（既契約の更新を内容とする契約（以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「更新契約」という。）を除く。以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「変更契約」という。）又は更新契約の締結については、この限りでない。

〔一 略〕

〔削る〕

二 〔略〕

〔削る〕

三 〔略〕

四 利用者（法第二十六條第一項に規定する利用者をいう。以下この条から第二十二條の二の九までにおいて同じ。）に適用される電気通信役務に関する料金。ただし、電気通信事業者が当該料金について、距離ごと、接続する電気通信事業者ごと、対地ごとその他の区分により多数の区分を設ける場合にあつては、全ての料金の説明に代えて、一般消費者が利用することが見込まれる主な料金区分の説明によることができる。

五 〔略〕

六 変更契約又は更新契約の締結をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、少なくとも当該各号に定める事項について提供条件概要説明を行わなければならない。

一 利用者からの申出により、既契約の提供条件（基本説明事項（種類を除く。）に限る。以

第二十二條 法第二十三條第一項の規定による契約約款及び料金の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所（商業登記簿に登記した本店又は支店に限る。以下同じ。）において掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（提供条件の説明）

第二十二條の三 法第二十六條第一項の規定による同項各号に掲げる電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明（以下この条、次条第六項第二号及び第二十二條の七第一項第五号ホにおいて「提供条件概要説明」という。）は、当該電気通信役務の提供に関する契約（以下この条及び次条において「対象契約」という。）の締結又はその媒介等が行われるまでの間に、少なくとも次に掲げる事項（付加的な機能の提供に係る事項を除く。以下この条及び次条第一項において「基本説明事項」という。）について行わなければならない。ただし、既に締結されている電気通信役務の提供に関する契約（以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「既契約」という。）の一部の変更を内容とする契約（既契約の更新を内容とする契約（以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「更新契約」という。）を除く。以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「変更契約」という。）又は更新契約の締結又はその媒介等については、この限りでない。

〔一 同上〕

二 媒介等業務受託者が契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、その旨及び当該媒介等業務受託者の氏名又は名称

三 〔同上〕

四 媒介等業務受託者が契約の締結の媒介等を行う場合（電気通信役務を提供する電気通信事業者が、当該媒介等業務受託者の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合を除く。）にあつては、当該媒介等業務受託者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先（電話による連絡先にあつては、苦情及び問合せに応じる時間帯を含む。）

五 〔同上〕

六 利用者（法第二十六條第一項に規定する利用者をいう。以下この条から第二十二條の二の九まで及び第二十二條の二の十四において同じ。）に適用される電気通信役務に関する料金。ただし、電気通信事業者が当該料金について、距離ごと、接続する電気通信事業者ごと、対地ごとその他の区分により多数の区分を設ける場合にあつては、全ての料金の説明に代えて、一般消費者が利用することが見込まれる主な料金区分の説明によることができる。

七 〔同上〕

八 変更契約又は更新契約の締結又はその媒介等を行おうとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、少なくとも当該各号に定める事項について提供条件概要説明を行わなければならない。

一 利用者からの申出により、既契約の提供条件（基本説明事項（種類を除く。）に限る。以

下この号において単に「提供条件」という。）の変更を内容とする変更契約若しくは更新契約の締結をしようとする場合（第四号に掲げる場合を除く。以下この号において同じ。）又は電気通信事業者からの申出により、提供条件の変更を内容とする変更契約若しくは更新契約の締結をしようとする場合であつて、電気通信役務に関する料金の値上げその他当該利用者にとつて提供条件が不利となるとき 基本説明事項（変更しようとするものに限る。）

二 法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務であつて既契約に係る電気通信役務とは異なる種類のものの提供に関する契約を締結することとなる変更契約の締結をしようとする場合 基本説明事項

三 更新契約の締結をしようとする場合であつて、当該更新契約における更新が次に掲げる要件（当該更新が法第二十七条の三第一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する更新契約におけるものである場合にあつては、イ及びロに掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するもの（以下この項において「自動更新」という。）であり、かつ、既契約と同一の提供条件で当該既契約を更新することを内容とするとき、利用者からの更新しない旨の申出、自動更新をしようとする旨、自動更新後の契約に期間及び違約金の定めがある旨並びに当該期間及び当該違約金の額に関する事項

【イ〜ハ 略】
四 既契約の提供条件の変更を伴う更新契約の締結をしようとする場合であつて、当該更新契約に係る更新が自動更新となるとき 前号に定める事項及び基本説明事項（変更しようとするものに限る。）

3 提供条件概要説明は、説明事項等（基本説明事項又は前項各号に定める事項をいい、電気通信事業者が自ら提供条件概要説明を行う場合にあつては、当該電気通信事業者の法第十一条第一項第二号に規定する登録番号又は第九条第九項若しくは第六十条の二第二項に規定する届出番号を含む。以下この条において同じ。）を分かりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット等を含む。以下この項において「説明書面」という。）を交付して行わなければならない。ただし、利用者が、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することに了解したときは、これらの方法によることができる。

【一 略】
二 電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項等を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、当該利用者が当該ファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

三 利用者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができない場合に、電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項等を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、説明をした後、遅滞なく、説明書面を当該利用者に交付するもの又は当該ファイルに記録された説明事項等を、当該ファイルに記録された日から起算して三月を経過する日までの間、消去し、若しくは改変できないものであり、かつ、その期間に

下この号において単に「提供条件」という。）の変更を内容とする変更契約若しくは更新契約の締結若しくはその媒介等をしようとする場合（第四号に掲げる場合を除く。以下この号において同じ。）又は電気通信事業者からの申出により、提供条件の変更を内容とする変更契約若しくは更新契約の締結若しくはその媒介等をしようとする場合であつて、電気通信役務に関する料金の値上げその他当該利用者にとつて提供条件が不利となるとき 基本説明事項（変更しようとするものに限る。）

二 法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務であつて既契約に係る電気通信役務とは異なる種類のものの提供に関する契約を締結することとなる変更契約の締結又はその媒介等をしようとする場合 基本説明事項

三 更新契約の締結又はその媒介等をしようとする場合であつて、当該更新契約における更新が次のいずれにも該当するもの（以下この項において「自動更新」という。）であり、かつ、既契約と同一の提供条件で当該既契約を更新することを内容とするとき、利用者からの更新しない旨の申出、自動更新をしようとする旨、自動更新後の契約に期間及び違約金の定めがある旨並びに当該期間及び当該違約金の額に関する事項

【イ〜ハ 同上】
四 既契約の提供条件の変更を伴う更新契約の締結又はその媒介等をしようとする場合であつて、当該更新契約に係る更新が自動更新となるとき 前号に定める事項及び基本説明事項（変更しようとするものに限る。）

3 提供条件概要説明は、説明事項（基本説明事項又は前項各号に定める事項をいう。以下この条において同じ。）を分かりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット等を含む。以下この項において「説明書面」という。）を交付して行わなければならない。ただし、利用者が、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することに了解したときは、これらの方法によることができる。

【一 同上】
二 電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項等を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、当該利用者が当該ファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

三 利用者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができない場合に、電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項等を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、説明をした後、遅滞なく、説明書面を当該利用者に交付するもの又は当該ファイルに記録された説明事項を、当該ファイルに記録された日から起算して三月を経過する日までの間、消去し、若しくは改変できないものであり、かつ、その期間にわた

わたつて当該利用者がこれを閲覧することができるようにするもの

四 説明事項等を記録した磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を交付する方法

五 ダイレクトメールその他これに類似するものによる広告に説明事項を表示する方法

六 電話により基本説明事項又は前項各号に定める事項を告げる方法（説明をした後、遅滞なく、説明書面を利用者に交付する場合等に限る。）

〔4 略〕

5 前二項の規定にかかわらず、第二項第三号又は第四号に掲げる場合における提供条件概要説明は、利用者に対し、説明事項等の通知により行わなければならない。

6 法第二十六条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる対象契約の締結をしようとする場合とする。

一 法人その他の団体である利用者とその営業のために又はその営業として締結する契約（営利を目的としない法人その他の団体にあつては、その事業のために又はその事業として締結する契約。第二十二条の二の十三第二項第一号において「法人契約」という。）

〔二〇五 略〕

（書面の交付）

第二十二条の二の四 対象契約が成立したときに法第二十六条の二第一項の規定により作成する書面（以下この条において「契約書面」という。）には、対象契約及びこれに付随する契約の内容を明らかにするための事項であつて次に掲げるものを記載しなければならない。

一 基本説明事項

〔二〇四 略〕

五 対象契約を締結した電気通信事業者が、有償で継続して提供される役務（以下「有償継続役務」という。）であつて付加的な機能の提供に係るものを提供する場合又は当該電気通信事業者が当該対象契約の締結に付随して有償継続役務（商品を提供して供給することを内容とする場合を含む。以下同じ。）の提供に関する契約の締結若しくはその媒介等をした場合は、これらの有償継続役務の内容を明らかにするための事項（次に掲げるものを含む。）

〔イ〇二 略〕

ホ 利用者からの申出による契約の変更又は解除の連絡先及び方法が前条第一項第七号に掲げる事項の内容と異なるときは、その旨並びに当該連絡先及び方法

〔六 略〕

2 前項各号に掲げる事項の記載は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

〔一 略〕

二 対象契約が書面解除を行うことができるものである場合 次に掲げる事項が明らかにされ

つて当該利用者がこれを閲覧することができるようにするもの

四 説明事項を記録した磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を交付する方法

五 ダイレクトメールその他これに類似するものによる広告に説明事項を表示する方法

六 電話により説明事項を告げる方法（説明をした後、遅滞なく、説明書面を利用者に交付する場合等に限る。）

〔4 同上〕

5 前二項の規定にかかわらず、第二項第三号又は第四号に掲げる場合における提供条件概要説明は、利用者に対し、説明事項の通知により行わなければならない。

6 法第二十六条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる対象契約の締結又はその媒介等をしようとする場合とする。

一 法人その他の団体である利用者とその営業のために又はその営業として締結する契約（営利を目的としない法人その他の団体にあつては、その事業のために又はその事業として締結する契約。第二十二条の二の十三第一号において「法人契約」という。）

〔二〇五 同上〕

（書面の交付）

第二十二条の二の四 〔同上〕

一 基本説明事項（前条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を除く。）

〔二〇四 同上〕

五 〔同上〕

〔イ〇二 同上〕

ホ 利用者からの申出による契約の変更又は解除の連絡先及び方法が前条第一項第九号に掲げる事項の内容と異なるときは、その旨並びに当該連絡先及び方法

〔六 同上〕

2 〔同上〕

〔一 同上〕

二 〔同上〕

てゐること。

〔イ・ロ 略〕

ハ イ及びロに掲げる事項にかかわらず、利用者が、電気通信事業者又は届出媒介等業務受託者が法第二十七条の二第一号（法第七十三条の三において準用する場合を含む。）の規定に違反して書面解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことによりその告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによつてロの期間を経過するまでの間に書面解除を行わなかつた場合には、当該利用者が、当該電気通信事業者が交付した不実告知後書面（法第二十六条の三第一項括弧書きに規定する書面をいう。第二十二條の二の八において同じ。）を受領した日から起算して八日を経過するまでの間、書面解除を行うことができること。

〔二〕ト 略〕

〔三〕四 略〕

〔3〕6 略〕

（書面による解除の例外）

第二十二條の二の七 法第二十六条の三第一項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕三 略〕

四 変更契約又は更新契約を締結した場合であつて、第二十二條の二の三第一項第六号、第六号及び第八号に掲げる事項以外の事項のみに変更があつたとき、又は同項第四号、第六号及び第八号に掲げる事項に第二十二條の二の四第三項第一号から第三号まで若しくは前号の変更のいずれかのみがされたとき。

〔五〕略〕

〔2〕6 略〕

（自己の名称等を告げずに勧誘する行為の禁止の例外等）

第二十二條の二の十三 法第二十七条の二第二号の総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 営業所その他の事業所に訪問した相手方に対して、対象契約の締結の勧誘に先立つて、自己の氏名又は名称を告げず、当該対象契約の締結の勧誘である旨を告げて勧誘する行為

二 自己の氏名又は名称を告げた相手方に対して、当該自己の氏名又は名称を告げた後に行う対象契約の締結の勧誘に先立つて、当該自己の氏名又は名称を告げず、当該対象契約の締結の勧誘である旨を告げて勧誘する行為

2] 法第二十七条の二第三号の総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 法人契約の締結の勧誘

二 軽微変更に係る勧誘

〔イ・ロ 同上〕

ハ イ及びロに掲げる事項にかかわらず、利用者が、電気通信事業者又は媒介等業務受託者が法第二十七条の二第一号の規定に違反して書面解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことによりその告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによつてロの期間を経過するまでの間に書面解除を行わなかつた場合には、当該利用者が、当該電気通信事業者が交付した不実告知後書面（法第二十六条の三第一項括弧書きに規定する書面をいう。第二十二條の二の八において同じ。）を受領した日から起算して八日を経過するまでの間、書面解除を行うことができること。

〔二〕ト 同上〕

〔三〕四 同上〕

〔3〕6 同上〕

（書面による解除の例外）

第二十二條の二の七 法第二十六条の三第一項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕三 同上〕

四 変更契約又は更新契約を締結した場合であつて、第二十二條の二の三第一項第六号、第八号及び第十号に掲げる事項以外の事項のみに変更があつたとき又は同項第六号、第八号及び第十号に掲げる事項に第二十二條の二の四第三項第一号から第三号まで若しくは前号の変更のいずれかのみがされたとき

〔五〕同上〕

〔2〕6 同上〕

（勧誘継続行為の禁止の例外）

第二十二條の二の十三 法第二十七条の二第二号の総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 法人契約の締結の勧誘

二 軽微変更に係る勧誘

(禁止行為の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定に係る通知)

第二十二條の二十四 総務大臣は、法第二十七條の第三項の規定による電気通信事業者の指定及びその解除を行うときは、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

(禁止行為の規定の適用を受けない電気通信事業者の基準)

第二十二條の二十五 法第二十七條の第三項の総務省令で定める利用者の数の割合は、電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)第一条第二項第十八号に規定する仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者(基地局を設置して移動電気通信役務を提供する電気通信事業者であるもの及び当該電気通信事業者の特定関係法人であるものを除く。)について、千分の七とする。

2) 前項の利用者の数の割合は、前年度末における利用者の数を用いて計算するものとする。

3) 前項の規定により利用者の数の割合を計算する場合において、当該利用者が複数の電気通信回線を保有するときは、当該電気通信回線の数を利用者の数とする。ただし、無線設備規則第四十九條の六の九第一項第一号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いて複数の電気通信回線が一体として提供されている場合にあつては、当該複数の電気通信回線に係る利用者の数は、一とする。

(電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供)

第二十二條の二十六 法第二十七條の第三項第二号の総務省令で定める利益の提供は、次に掲げる利益の提供とする。

一 移動電気通信役務を継続的に利用すること(移動電気通信役務を継続的に利用することとなること)を含み、(次条第一号に規定する)連約金等の定めをいう。以下この号において同じ。()のある契約であつて当該連約金等の定めに係る期間が一年以下の期間であり、かつ、同一の条件による更新ができないもの(以下この号において「一年以下最低利用期間契約」という。)のみ又は一年以下最低利用期間契約及び連約金等の定めがない契約のみにより移動電気通信役務を提供している電気通信事業者との間で一年以下最低利用期間契約を締結することを除く。以下この項において「継続利用」という。 ()及び当該移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備(以下この条及び次条第六号ロにおいて「対象設備」という。)の購入等(購入、賃借その他これらに類する行為をいう。以下この項及び次条第六号ロにおいて同じ。)をすること()をすること()となること()を含む。次号において同じ。 ()を条件とし、又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること()新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなること()を含む。継続利用に限る。 ()を条件とする次に掲げる利益の提供

イ) 対象設備に係る代金の額を当該対象設備の対照価格よりも低いものとする。

ロ) 対象設備を用いて提供を受ける移動電気通信役務以外の役務(以下このロ及び次条第六号ハにおいて単に「役務」という。)の料金若しくは財(対象設備を除く。以下このロにおいて同じ。)の購入等に係る代金の額を減じ、又は役務若しくは財を無償で提供すること(青少年が

[新設]

[新設]

[新設]

安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスを無償で提供することを除く。)

ハ 利用者(法第二十七条の三第二項第一号に規定する利用者をいう。以下この条から第二十二の二十八までにおいて同じ。)から移動端末設備を譲り受ける際に市場において当該移動端末設備を譲り受ける際の一般的な価格を超える額を対価として提供すること。

二 イからハまでに掲げるもののほか、金銭その他の経済的な利益(以下この条及び次条において「経済的利益」という。)を提供すること。

二 移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していること(移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していることとなるものを含み、継続利用を除く。)及び対象設備の購入等を行うことを条件とし、又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること(新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなることを含み、継続利用を除く。)を条件とする前号イからニまでに掲げる利益の提供であつて、当該利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額と、当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関する当該利益の額以外の利益の額との合計額(法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者(第二十二の十八において単に「届出媒介等業務受託者」という。)が当該利用者に対して当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる第四十条の二において準用する同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額を含む。イからニまでにおいて「合計利益提供額」という。)が、二万円(利益の提供を約し、又は約させる日)イ及びロにおいて「利益提供日」という。)における対象設備の対照価格が二万円以下である場合には、当該対象設備の対照価格(と当該対象設備の対照価格から当該対象設備の先行同型機種(当該対象設備の販売等が開始される前に販売等が開始された同一の製造事業者の同型機種をいう。)を電気通信事業者が利用者から譲り受ける際に当該利用者に対して提供することとしてしている対価の額を減じて得た額とのいずれか低い額を超えるもの。ただし、次に掲げるものを除く。)

イ 対象設備が次の(1)から(3)までに掲げるものである場合において、合計利益提供額が当該(1)から(3)までに定める額を超えないもの。

(1) 利益提供日において電気通信事業者がその同型機種を最後に調達した日から二十四月が経過している対象設備 (2)及び(3)に掲げるものを除く。 (当該対象設備の対照価格の半額に相当する額

(2) 製造事業者による製造が中止された対象設備であつて、利益提供日において電気通信事業者がその同型機種を最後に調達した日から十二月が経過しているもの (3)に掲げるものを除く。 (当該対象設備の対照価格の半額に相当する額

(3) 製造事業者による製造が中止された対象設備であつて、利益提供日において電気通信事業者がその同型機種を最後に調達した日から二十四月が経過しているもの 当該対象設備の対

照価格の八割に相当する額

ロ 利益提供日における対象設備の対照価格が二万円以下である場合において、合計利益提供額が当該対象設備の対照価格未満であるもの。

ハ 対象設備が、特定の通信方式を用いた移動電気通信業務（その提供を廃止するために当該移動電気通信業務の提供に関する契約に係る申込みの受付を終了したものに限る。）の利用者（当該通信方式のみに対応した移動端末設備を現に利用している者に限る。）が当該移動電気通信業務の通信方式に代わる新たな通信方式に対応するために購入等がされるものである場合において、合計利益提供額が当該対象設備の対照価格以下であるもの。

ニ 対象設備が、特定の周波数帯域を用いた移動電気通信業務（その提供を全部又は一部の地域で行わないこととした旨を利用者に告知したものに限る。）の利用者（当該周波数帯域のみに対応した移動端末設備を現に利用している者に限る。）が当該移動電気通信業務を利用するために必要となる他の周波数帯域に対応するために購入等がされるものである場合において、合計利益提供額が当該対象設備の対照価格以下であるもの。

2) この条及び次条において「対照価格」とは、次に掲げる価格をいう。

一 電気通信事業者）その依頼を受けて対象設備の販売等をする者を含む。以下この項において同該イ又はロに定める価格

イ 当該対象設備の販売等と同時に販売等が開始された当該対象設備の同型機種（当該対象設備が中古のものである場合には、当該対象設備と同等の状態であるものに限る。以下この項において同じ。）について複数の価格を定めている場合、当該複数の価格のうち最も高い価格

ロ 当該対象設備の販売等と同時に販売等が開始された当該対象設備の同型機種について一の価格のみを定めている場合、当該対象設備の調達価格（当該対象設備の正確な調達価格が定かでないときは、当該対象設備と同等の機能を有し、かつ、同等の状態である当該対象設備の同型機種の当該電気通信事業者における調達価格）

二 電気通信事業者以外の者が対象設備の販売等をする場合においては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格

イ 当該対象設備の販売等と同時に販売等が開始された当該対象設備の同型機種について複数の価格を定めている場合、当該複数の価格のうち最も高い価格

ロ 当該対象設備の販売等と同時に販売等が開始された当該対象設備の同型機種について一の価格のみを定めている場合、当該一の価格

第二十二條の二の十七 法第二十七條の三第二項第二号の総務省令で定める料金その他の提供条件は、次のとおりとする。

一 違約金等の定め（契約の締結から一定期間内に当該契約の変更又は解除を行ったこと）以下この号において「期間内変更等」という。）を理由として求める違約金その他の経済的な負担（以下この条において「違約金等」という。）又は期間内変更等を理由として受けることができな

【新設】

こととする経済的利益（以下この条において「特定経済的利益」という。）（に關する定めをいう。以下この条において同じ。）がある場合において、当該違約金等の定めに係る期間が二年を超える期間であること。

二 違約金等の定めがない契約（違約金等の定めのある契約に係る違約金等の額及び特定経済的利益の額並びに料金以外の条件が同一のものに限る。次号において同じ。）を利用者に対して提供していない場合において、違約金等の定めに係る期間が一年を超えること又は違約金等の定めがある契約に更新できるものであること。

三 違約金等の定めがない契約を利用者に対して提供している場合において、当該契約に係る一月当たりの料金の額が違約金等の定めがある契約に係る一月当たりの料金の額に百七十円を加えたものを超えるものであること。

四 違約金等の額と特定経済的利益の額との合計額が千円を超えるものであること。

五 違約金等の定めがある契約を更新しない旨の利用者からの申出がない限り当該契約が更新される旨の定めであつて、次のいずれかに該当するものを定めるものであること。

イ 新たな契約の締結に際して、利用者が違約金等の定めに係る期間の満了時に違約金等の定めがある契約に更新するかどうかを選択できないこと。

ロ イの選択の内容によつて料金その他の提供条件が異なること。

ハ 違約金等の定めに係る期間の満了時に、利用者が違約金等の定めがある契約に更新するかどうかを選択できないこと。

ニ 違約金等の定めに係る期間が満了する日の属する月並びにその翌月及び翌々月において、利用者が、違約金等の支払をせず、又は特定経済的利益の提供を受けないこととせず、当該契約の変更又は解除を行うことができないこと。

六 契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に対して行われる次に掲げる経済的利益の提供であつて、それにより利用者が受けることとなる一年当たりの利益の額が当該契約に係る一月当たりの料金を超えるものを行うこととするものであること。

イ 当該契約に係る移動電気通信役務の料金の減免

ロ 対象設備の購入等に係る代金を当該対象設備の対照価格よりも低いものとすること。

ハ 役務の料金若しくは財の購入等に係る代金の額を減じ、又は役務若しくは財を無償で提供する。

ニ 利用者から移動端末設備を譲り受ける際に市場において当該移動端末設備を譲り受ける際の一般的な価格を超える額を対価として提供する。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、経済的利益を提供すること。

（媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置）

第二十二條の二の十八 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に關する契約の締結の媒介等の業務及びこれに付随する業務（以下「媒介等業務」という。）を媒介等業務受託者に委託する

（媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置）

第二十二條の二の十四 〔同上〕

場合には、当該媒介等業務の内容に応じ、次に掲げる措置が講じられるようにしなければならない。

〔一〕三 略〕

四 法第七十三条の二第一項又は第三項の届出を要する媒介等業務受託者が当該届出を行ったことを確認し、これらの規定を遵守させるための措置

五 略〕

六 略〕

七 略〕

八 届出媒介等業務受託者が法第二十七条の三第二項の規定を遵守するために必要な措置

2 電気通信事業者は、前項第七号に規定する事態が生じた場合であつて利用者の利益に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに、当該事態を生じさせた媒介等業務受託者の氏名又は名称、住所及び法人の場合にあつてはその代表者の氏名又は名称その他当該媒介等業務受託者を特定するために必要な情報を総務大臣に報告しなければならない。

(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)

第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、他事業者による電気通信役務(当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。次号及び第三号の三において同じ。)の提供に用いられる、電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム(以下この条及び第二十五条の七において「役務利用管理システム」という。)若しくはSIMカード(電気通信事業報告規則第十条に規定するSIMカードをいう。以下この条及び第二十五条の七において同じ。)の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続

〔三の二〕十一 略〕

第三節 電気通信設備

(管理規程)

第二十八条 略〕

〔2 略〕

第三十三条から第三十八条まで 削除

〔削る〕

第四節 届出媒介等業務受託者

〔一〕三 同上〕

〔新設〕

四 同上〕

五 同上〕

六 同上〕

〔新設〕

2 電気通信事業者は、前項第六号に規定する事態が生じた場合であつて利用者の利益に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに、当該事態を生じさせた媒介等業務受託者の氏名又は名称、住所及び法人の場合にあつてはその代表者の氏名又は名称その他当該媒介等業務受託者を特定するために必要な情報を総務大臣に報告しなければならない。

(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)

第二十三条の九の五 〔同上〕

〔一・二 略〕

三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、他事業者による電気通信役務(当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。次号及び第三号の三において同じ。)の提供に用いられる、電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム(以下この条及び第二十五条の七において「役務利用管理システム」という。)若しくはSIMカード(電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)第十条に規定するSIMカードをいう。以下この条及び第二十五条の七において同じ。)の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続

〔三の二〕十一 同上〕

(管理規程)

第二十八条 〔同上〕

〔2 同上〕

第三十三条から第四十条まで 削除

第三章 基礎的電気通信役務支援機関

第四十条の二 削除

〔新設〕

(媒介等の業務の届出等)

第三十九条 法第七十三条の二第一項の規定による媒介等の業務の届出をしようとする者は、様式第三十三の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- 一 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書
- 二 当該届出を行おうとする者が前号の法人以外の団体であるときは、役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類
- 三 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類

2| 総務大臣は、法第七十三条の二第一項の届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。

3| 法第七十三条の二第一項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第七十三条の二第一項の規定による媒介等の業務の届出をしようとする者が法人である場合であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。次号及び第三号において同じ。）を有するときは、当該者の法人番号

二 法第七十三条の二第一項第二号の電気通信事業者又は媒介等業務受託者が法人である場合であつて法人番号を有するときは、当該電気通信事業者又は媒介等業務受託者の法人番号

三 法第七十三条の二第一項第三号の電気通信事業者が法人である場合であつて法人番号を有するときは、当該電気通信事業者の法人番号

四 対象契約の締結の媒介等の業務に係る再委託の有無

五 対象契約の締結の媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別

4| 第七十三条の二第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十四の届出書に、当該変更が行われたことを証する書類を添えて提出しなければならない。

5| 第七十三条の二第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十五の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- 一 届出媒介等業務を行う事業の全部の譲渡し又は合併、分割若しくは相続があつたことを証する書類
- 二 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の法人であつたときは、登記事項証明書

三 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の団体であつた者であつて前号に掲げるもの以外のものであるときは、役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

四 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の個人であつたときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類

6| 法第七十三条の二第四項の規定による届出媒介等業務の廃止の届出をしようとする者は、様

式第三十六の届出書を提出しなければならない。

7| 法第七十三条の二第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十七の届出書を提出しなければならない。

8| 法第二十六条第一項各号の規定により新たに指定された電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う者が法第七十三条の二第一項の規定により総務大臣に対してすべき届出については、当該指定をされた日から起算して一月以内に、様式第三十三による届出書に第一項の書類を添えて総務大臣に届ける方法によることができる。

(電気通信事業者の業務に関する規定の準用)

第四十条 法第七十三条の三において準用する法第二十六条第一項の規定による同項の電気通信役務の提供条件概要説明には、第二十二條の二三第一項から第五項までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十二條の二三第一項	の締結	の締結の媒介等
十 対象契約が第二十二條の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約であるときは、同号に規定する確認措置に関する事項	十 対象契約が第二十二條の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約であるときは、同号に規定する確認措置に関する事項	十 届出媒介等業務受託者が契約の締結の媒介等を行う旨及び当該届出媒介等業務受託者の氏名又は名称 十二 届出媒介等業務受託者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先(当該届出媒介等業務受託者が契約の締結の媒介等を行う電気通信事業者が、届出媒介等業務受託者の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合を除き、当該電話によ

	<p>第二十二條の二の三第二項 の締結</p>	<p>る連絡先にあつては、苦情及び問合せに応じる時 間帯を含む。)</p>
	<p>法第二十六條第一項各号</p>	<p>の締結の媒介等 法第七十三條の三において 準用する法第二十六條第一 項各号</p>
<p>第二十二條の二の三第三項</p>	<p>電気通信事業者が 当該電気通信事業者の法第 十一條第一項第二号に規定 する登録番号又は第九條第 九項若しくは第六十條の二 第二項に規定する届出番号 を含む。</p>	<p>届出媒介等業務受託者が 当該届出媒介等業務受託者 の第三十九條第二項に規定 する届出番号を含む。</p>
<p>2 法第七十三條の三において準用する法第二十六條第一項ただし書の総務省令で定める場合は、第二十二條の二の三第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「の締結」とあるのは、「の締結の媒介等」と読み替えるものとする。</p>		
<p>3 法第七十三條の三において準用する法第二十七條の二第二号の総務省令で定める行為は、第二十二條の二の十三第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「勧誘である旨」とあるのは、「勧誘である旨及び当該勧誘に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者」と読み替えるものとする。</p>		
<p>4 法第七十三條の三において準用する法第二十七條の二第三号の総務省令で定める行為は、第二十二條の二の十三第二項の規定を準用する。 (移動電気通信役務に関する規定の準用)</p>	<p>第四十條の二 法第七十三條の三において準用する法第二十七條の三第二項第一号の総務省令で定める利益の提供及び法第七十三條の三において準用する同項第二号の総務省令で定める料金その他 の提供条件については、それぞれ第二十二條の二の十六及び第二十二條の二の十七の規定を準用す る。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	
<p>第二十二條の二の十六第一 項第二号</p>	<p>法第二十七條の三第一項の 規定により指定された電気 通信事業者が提供する移動 電気通信役務の提供に關す る契約の締結の媒介等の業 務を行う届出媒介等業務受 託者(第二十二條の二の十</p>	<p>法第二十七條の三第一項の 規定により指定された電気 通信事業者であつて届出媒 介等業務受託者に移動電気 通信役務の提供に關する契 約の締結の媒介等の業務の 委託(二以上の段階にわた</p>

<p>第二十二條の二の十六第一 項第二号イ(1)</p>	<p>八において単に「届出媒介等業務受託者」という。） 同型機種をいう。 電気通信事業者が利用者</p>	<p>る委託を含む。）をしたもの（以下この条において「委託電気通信事業者」という。） 同型機種をいう。以下この号において同じ。 届出媒介等業務受託者（委託電気通信事業者が先行同型機種を利用者から譲り受ける場合にあつては、当該委託電気通信事業者）が利用者</p>
<p>第二十二條の二の十六第一 項第二号イ(2)及び(3)</p>	<p>電気通信事業者</p>	<p>届出媒介等業務受託者</p>
<p>第二十二條の二の十六第二 項</p>	<p>一 電気通信事業者（その依頼を受けて対象設備の販売等をする者を含む。以下この項において同じ。）が対象設備の販売等をする場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格イ、当該対象設備の販売等と同時に販売等が開始された当該対象設備の同型機種（当該対象設備が中古のものである場合には、当該対象設備と同等の状態であるものに限る。以下この</p>	<p>一 届出媒介等業務受託者（その依頼を受けて対象設備の販売等をする者を含む。以下この項において同じ。）が対象設備の販売等をする場合にあつては、当該対象設備の販売等と同時に販売等が開始された同型機種（当該対象設備が中古のものである場合には、当該対象設備と同等の状態であるものに限る。以下この項において同じ。）について複数の価格を定めている場合における当該複数の価格のうち最も高い価</p>

	<p>の項において同じ。)について複数の価格を定めている場合、当該複数の価格のうち最も高い価格</p> <p>ロ 当該対象設備の販売等と同時に販売等が開始された当該対象設備の同型機種について一の価格のみを定めている場合、当該対象設備の調達価格(当該対象設備の正確な調達価格が定かでないときは、当該対象設備と同等の機能を有し、かつ、同等の状態である当該対象設備の同型機種における調達価格)</p> <p>二 電気通信事業者以外の者が対象設備の販売等をする場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格</p> <p>イ 当該対象設備の販売等と同時に販売等が開始された当該対象設備の同型機種について複数の価格を定めている場合、当該複数の価格のうち最も高い価格</p> <p>ロ 当該対象設備の販売等と同時に販売等が開始された当該対象設備の同型機種について一</p>
<p>格(当該対象設備の販売等と同時に販売等が開始された同型機種について一の価格のみを定めている場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格)</p> <p>イ 当該対象設備が委託電気通信事業者から調達したものである場合、第二十二条の二十六第一項第一号イに定める価格(当該価格がない場合には、同号ロに定める価格)</p> <p>ロ 当該対象設備が委託電気通信事業者以外の者から調達したものである場合、当該対象設備の調達価格(当該対象設備の正確な調達価格が定かでないときは、当該対象設備と同等の機能を有し、かつ、同等の状態である同型機種の届出媒介等業務受託者における調達価格)</p> <p>二 委託電気通信事業者が対象設備の販売等をする場合にあつては、前号イに定める価格</p> <p>三 届出媒介等業務受託者及び委託電気通信事業者以外の者が対象設備の販売等をする場合にあつて</p>	

	<p>の価格のみを定めている場合 当該一の価格</p>	<p>は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格 イ 当該対象設備の販売等と同時に販売等が開 始された当該対象設備 の同型機種について複 数の価格を定めている 場合 当該複数の価格 のうち最も高い価格 ロ 当該対象設備の販売 等と同時に販売等が開 始された当該対象設備 の同型機種について一 の価格のみを定めてい る場合 当該一の価格</p>
<p>第五節 基礎的電気通信役務支援機関 (適格電気通信事業者の指定の申請様式等) 第四十条の三 [略] 〔一〕五 略</p>		
<p>第六節 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会 (認定の申請) 第四十条の八の二 [略] 〔2〕略</p>		
<p>第三章 土地の使用等 第四章 電気通信紛争処理委員会 第六十条の二 [略]</p>		
<p>2 総務大臣は、法第百六十五条第一項の届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。法第百六十六条第二項及び第三項並びに法第百六十七条第二項の規定による届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。 (申請等の方法) 第六十九条 [略] 2 [略] 〔一〕四 略</p>		
<p>(適格電気通信事業者の指定の申請様式等) 第四十条の三 [同上] 〔一〕五 同上</p>		
<p>第三章の二 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会 (認定の申請) 第四十条の八の二 [同上] 〔2〕同上</p>		
<p>第四章 土地の使用等 第四章の二 電気通信紛争処理委員会 第六十条の二 [同上] 〔新設〕</p>		
<p>(申請等の方法) 第六十九条 [同上] 2 [同上] 〔一〕四 同上</p>		

- 五 法第七十三条の二第一項又は第二項の届出
- 六 法第七十三条の二第三項の承継の届出
- 七 法第七十三条の二第四項の廃止の届出
- 八 法第七十三条の二第五項の解散の届出
- 九 〔設〕
- 十 〔設〕

別表 電気通信役務の種類(第二十二條の二の三第一項第三号口関係)

〔一〇十三 設〕

〔遷移 設〕

様式第24から様式第32まで 削除

様式第33 (第39条第1項関係)

媒介等の業務届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

法人番号

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

担当部署名

(担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス
(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

五 〔同上〕

六 〔同上〕

別表 電気通信役務の種類(第二十二條の二の三第一項第五号口関係)

〔一〇十三 同上〕

〔遷移 同上〕

様式第24から様式第37まで 削除

〔新設〕

電気通信事業法第73条の2第1項の規定により、媒介等の業務を行うので、次のとおり届け出ます。

1 媒介等の業務に係る電気通信役務	2 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者		3 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者		4 委託に係る再委託の有無	5 媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別			
	氏名又は名称	住所 法人番号	住所 法人番号	住所 法人番号		店舗販売	訪問販売等	電話勧誘販売	通信販売等
	氏名又は名称	住所 法人番号	住所 法人番号	住所 法人番号		店舗販売	訪問販売等	電話勧誘販売	通信販売等

- 注1 「媒介等の業務に係る電気通信役務」の欄には、電気通信事業法第26条第2項の規定により告示する同法第26条第1項各号の電気通信役務の区分に従って記載すること。二以上の媒介等の業務に係る電気通信役務が同一の電気通信役務の区分である場合であつて、これらの電気通信役務の媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者又は委託を受ける電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者が異なる場合は、項を分けて記載すること。
- 2 「氏名又は名称」の欄には、当該欄に記載する者が個人である場合にあつては当該者の氏名、法人又は団体である場合にあつては当該法人名又は当該団体名を記載すること。
 - 3 「法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。ただし、法人番号がない場合にあつては空欄とすること。
 - 4 「委託に係る再委託の有無」の欄には、再委託を行っている場合には「○」、行っていない場合には「×」を記入すること。
 - 5 「店舗販売」、「訪問販売等」、「電話勧誘販売」又は「通信販売等」の欄のうち、媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法が該当する欄に「○」を記入すること。
 - 6 委託を受ける電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者又は利用者が法第73条の2第1項の届出を要する届出者の届出手続の有無の確認が可能となることで、苦情・相談の処理の円滑化及び電気通信事業者から媒介等業務受託者への適切な指導等の措置に資することを目的として総務省のホームページにおいて次の事項を公表することとする。
 - ・ 届出者の氏名又は名称
 - ・ 届出者に係る第39条第2項に規定する届出番号
 - ・ 届出年月日

・届出者の法人番号

・届出者の媒介等の業務に係る電気通信役務

- 7 記載する媒介等の業務に係る電気通信役務の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第24 (第39条第4項関係)

媒介等の業務変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

届出年月日及び届出番号

法人番号

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)
担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス

(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

電気通信事業法第73条の2第1項各号の事項を次のとおり変更したので、同条第2項の規定により、届け出ます。

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更年月日		

[新設]

変更の理由

- 注 1 「変更事項」の欄には、電気通信事業法第73条の2第1項第1号から第4号までの別又は電気通信事業法施行規則第39条第3項各号の別を記載すること。
- 2 「変更内容」の欄の記載に当たっては、変更前後の内容を記載した様式第33の表を別紙として用いることができる。この場合にあつては、「変更前」又は「変更後」の欄に「別紙のとおり」と記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第35（第39条第5項関係）

媒介等の業務承継届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

[印]

地位を承継した者が届出媒介等業務受託者であつた場合は、その届出年月日及び届出番号

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25

年法律第27号) 第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス

(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

届出媒介等業務受託者の地位を次のとおり承継したので、電気通信事業法第73条の2第3項の

[新設]

規定により、届け出ます。

承継年月日	
被承継者	
承継理由	
承継した届出媒介等業務受託者に係る 届出年月日及び届出番号	

注1 承継理由の欄には、「事業の全部を譲渡」、「合併」、「分割」又は「相続」の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第36 (第39条第6項関係)

媒介等の業務廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

届出年月日及び届出番号

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)
担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス
(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号

[新設]

及び電子メールアドレスを記載すること。)

媒介等の業務を廃止したので、電気通信事業法第73条の2第4項の規定により、届け出ます。

廃止年月日	
廃止した業務	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第37 (第39条第7項関係)

解散届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所
(ふりがな)

氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

届出媒介等業務受託者たる法人が解散したので、電気通信事業法第73条の2第5項の規定により、届け出ます。

解散した法人の名称及び代表者の氏名	
解散した法人の届出年月日及び届出番号	

[新設]

解散年月日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和元年 月 日。以下「施行日」という。）から施行する。

(利用者保護に関する規定に関する経過措置)

第二条 施行日前に、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第九条第九項又は第六十条の二第二項に規定する届出番号（以下この項において単に「届出番号」という。）に相当する番号について電気通信事業法第十三条第四項、第十六条第一項から第三項まで若しくは第十七条第二項又は第百六十五条第一項の規定による届出をした者に対して通知がされているときは、当該番号は、届出番号とみなし、当該通知は、新施行規則第九条第九項又は第六十条の二第二項の規定によりされた当該届出番号の通知とみなす。

2 新施行規則第二十二條の二の三第三項（新施行規則第四十条において準用する場合を含む。）の規定は、令和二年四月一日以後に締結又はその媒介等をしようとする新施行規則第二十二條の二三第一項に規定する対象契約について適用する。

(移動電気通信役務についての規定の適用に関する特例)

第三条 改正法による改正後の電気通信事業法（次項において「新法」という。）第二十七条の三第

一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が次に掲げる行為に際して約し、又は約させる料金その他の提供条件については、当分の間、新施行規則第二十二條の二の十七の規定は、適用しない。

一 施行日の前日（第三項の移動電気通信役務にあつては、令和元年十二月三十一日。以下この号において同じ。）において現に締結されている移動電気通信役務の提供に関する契約の一部の変更（施行日の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行うものに限る。）又は更新（施行日の前日における当該契約の提供条件において同一の条件で更新することができることとされているものに限る。）に関する契約の締結

二 第三世代携帯電話サービス（電気通信事業法施行規則様式第四に規定する三・九―四世代移动通信システムを使用するもの以外のものをいう。）の提供に関する契約（その内容が施行日の前日に提供されていた契約の内容と同一のものに限る。）の締結

2 前項の規定は、新法第二十七條の三第一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「新施行規則第二十二條の二の十七」とあるのは「新施行規則第四十條の二において準用する新施行規則第二十二條の二の十七」と、同項各号中「の締結」とあるのは「の締結の媒介等」と読み替えるものとする。

3 施行日の前日において現に提供されている移動電気通信役務（スマートフォン（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用した音声伝送役務による通話を可能とする機能を有する移動端末設備であつて、タッチスクリーン（映像面を有する入出力装置であり、当該映像面に使用者が触れることで入力するものをいう。）を有するものをいう）、フィーチャーフォン（電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用した音声伝送役務による通話を可能とする機能を有する移動端末設備であつて、文字等を入力するための物理的なキーボードを有するものをいう。）に該当するものを除く。）以外の移動端末設備向けに提供されるものに限る。）の利用者に対して約し、又は約させる利益の提供及び料金その他の提供条件については、令和元年十二月三十一日までの間は、新施行規則第二十二條の二の十六及び第二十二條の二の十七の規定（新施行規則第四十條の二において準用する場合を含む。）は、適用しない。

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百六十六条の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

総務大臣 石田 真敏

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(利用者保護に関する報告)

第四条の六 [略]

2 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務(別表種類ごとに毎四半期末における契約(説明義務対象外契約を除く。)の数が一万以上である電気通信役務に限る。)を提供する電気通信事業者は、様式第二十三の十により、毎四半期経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎四半期末の書面解除(電気通信事業法施行規則第二十二条の二の三第一項第九号に規定する書面解除をいう。)に関する契約状況等及び確認措置契約(同令第二十二条の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約をいう。)に関する契約状況等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

3 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者(別表種類ごとに毎報告年度末における契約(説明義務対象外契約を除く。)の数が一万以上である電気通信事業者であつて、当該報告年度末において媒介等業務受託者に当該電気通信役務に係る媒介等業務及びこれに付随する業務の委託をしているものに限る。)は、様式第二十三の十一により、毎報告年度経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎報告年度末の当該電気通信役務の媒介等業務受託者の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

【新設】
 第四条の七 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務の契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の十二により、毎報告年度経過後二月以内に、当該毎報告年度末における営業所その他の事業所(利用者に対して対面により当該媒介等を行うものに限る。)の所在地等及び再委託先の媒介等業務受託者の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(集計結果の公表)
 第十一条 総務大臣は、第二条、第四条の六第二項及び第八条の規定により提出された書面等に記載又は記録された事項を集計し、定期的にその結果を公表するものとする。

附 則

〔1 略〕

2 当分の間、電気通信事業者又は届出媒介等業務受託者で特別の事情があるものは、総務大臣の承認を受けて、この省令の規定によらないことができる。

別表 電気通信役務の種類(第四条の六関係)

- 一 仮想移動電気通信サービス以外の携帯電話端末サービスの役務(その提供に先立つて対価の全部を受領するものを除く。次号から第四号までにおいて同じ。)
- 二 仮想移動電気通信サービス以外の無線インターネット専用サービスの役務
- 三 仮想移動電気通信サービスの携帯電話端末サービスの役務
- 四〇六 [略]

(利用者保護に関する報告)

第四条の六 [同上]

2 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務(別表種類ごとに毎四半期末における契約(説明義務対象外契約を除く。)の数が一万以上である電気通信役務に限る。)を提供する電気通信事業者は、様式第二十三の十により、毎四半期経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎四半期末の書面解除(電気通信事業法施行規則第二十二条の二の三第一項第十一号に規定する書面解除をいう。)に関する契約状況等及び確認措置契約(同令第二十二条の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約をいう。)に関する契約状況等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

3 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者(別表種類ごとに半期(四月から九月まで及び十月から三月までの各期間をいう。以下この条において同じ。)末ごとにおける契約(説明義務対象外契約を除く。)の数が一万以上である電気通信事業者であつて、当該半期末において媒介等業務受託者に当該電気通信役務に係る媒介等業務及びこれに付随する業務の委託をしているものに限る。)は、様式第二十三の十一により、毎半期経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎半期末の当該電気通信役務の媒介等業務受託者の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

【新設】
 第十一条 総務大臣は、第二条、第四条の六第二項及び第八条の規定により提出された書面等に記載又は記録された事項並びに第四条の六第三項の規定により提出された書面等に記載又は記録された整理番号の数の総数を集計し、定期的にその結果を公表するものとする。

附 則

〔1 同上〕

2 当分の間、電気通信事業者で特別の事情があるものは、総務大臣の承認を受けて、この省令の規定によらないことができる。

別表 電気通信役務の種類(第四条の六関係)

- 一 仮想移動電気通信サービス以外の携帯電話端末サービスの役務(その提供に先立つて対価の全部を受領するものを除く。次号及び第三号において同じ。)
- 二 仮想移動電気通信サービス以外の無線インターネット専用サービスの役務
- 【新設】
- 三〇五 [同上]

<p>七 第五号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる端末系伝送路設備又は前号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる備考第七号に規定する電気通信設備を用いて提供されるインターネット接続サービス</p> <p>八 第十号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、その利用者がその契約を解除する場合において当該電気通信役務の提供に関する契約を解除しないことができるもの</p> <p>九 第十四 〔略〕</p> <p>十五 第一号から第四号までに掲げる役務であつて、その提供に先立つて対価の全部を受領するもの</p> <p>十六 前号に掲げるもののほか、第三号及び第四号に掲げる役務以外の仮想移動電気通信サービスの役務</p> <p>十七 第一号から第四号まで、第七号及び第八号並びに第十一号、第十五号及び前号に掲げる役務以外のインターネット接続サービスの役務</p> <p>備考 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 無線インターネット専用サービス 前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（次号において「無線利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの</p> <p>〔三十一 略〕</p> <p>様式第23の9（第4条の6第1項関係）</p> <p>提供する電気通信役務の名称等に関する報告</p> <p>年月日現在</p> <p>〔略〕</p>	<p>〔注1～3 略〕</p> <p>4 記載するサービスの名称の数に及び、適宜項を追加すること。</p> <p>〔5・6 略〕</p>
--	--

<p>六 第四号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる端末系伝送路設備又は前号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる備考第七号に規定する電気通信設備を用いて提供されるインターネット接続サービス</p> <p>七 第九号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、その利用者がその契約を解除する場合において当該電気通信役務の提供に関する契約を解除しないことができるもの</p> <p>八 十三 〔同上〕</p> <p>十四 第一号から第三号までに掲げる役務であつて、その提供に先立つて対価の全部を受領するもの</p> <p>十五 前号に掲げるもののほか、第三号に掲げる役務以外の仮想移動電気通信サービスの役務</p> <p>十六 第一号から第三号まで、第六号及び第七号並びに第十号、第十四号及び前号に掲げる役務以外のインターネット接続サービスの役務</p> <p>備考 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 無線インターネット専用サービス 前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（次号において「無線利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該電気通信番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの</p> <p>〔三十一 同上〕</p> <p>様式第23の9（第4条の6第1項関係）</p> <p>提供する電気通信役務の名称等に関する報告</p> <p>年月日現在</p> <p>〔同左〕</p>	<p>〔注1～3 同左〕</p> <p>4 記載するサービスの名称の数に及び、項を適宜増減すること。</p> <p>〔5・6 同左〕</p>
--	--

様式第23の11（第4条の6第3項関係）

媒介等業務受託者の名称等に関する報告

年 3月 31日現在

整理番号	媒介等業務受託者の名称	届出媒介等業務受託者の届出番号	媒介等業務受託者の法人番号	媒介等業務受託者の連絡先	媒介等業務受託者の階層	利用者と接する業務の有無
参考事項						

【注1 略】

2 「媒介等業務受託者の名称」の欄は、媒介等業務受託者が法人又は団体である場合にあっては、当該法人名又は当該団体名を記載すること。媒介等業務受託者が個人である場合にあっては、当該個人の氏名を記載すること。

3 「届出媒介等業務受託者の届出番号」の欄には、媒介等業務受託者が法第73条の2第1項の届出を要するものである場合にあっては、当該媒介等業務受託者の届出番号（電気通信事業法施行規則第39条第2項に規定する届出番号をいう。）を記載すること。

4～11 【略】

様式第23の12（第4条の7関係）

第1表

営業所その他の事業所の所在地等に関する報告

年 3月 31日現在

整理番号	営業所その他の事業所の所在地	営業所その他の事業所の名称	事業者名 法人番号 届出番号 （電気通信事業法施行規則第39条第2項に規定する届出番号をいう。以下同じ。） 電話番号 電子メールアドレス
------	----------------	---------------	---

様式第23の11（第4条の6第3項関係）

媒介等業務受託者の名称等に関する報告

年 月 日現在

整理番号	媒介等業務受託者の名称	媒介等業務受託者の法人番号	媒介等業務受託者の連絡先	媒介等業務受託者の階層	利用者と接する業務の有無
参考事項					

【注1 同左】

2 「媒介等業務受託者の名称」の欄は、媒介等業務受託者が法人又は団体である場合にあっては、当該法人名又は当該団体名を記載すること。

【新設】

3～10 【同左】

【新設】

参考事項	
------	--

- 注1 営業所その他の事務所のうち、利用者に対して対面により電気通信事業法第26条第1項第1号又は第2号に掲げる電気通信役務の契約の締結の媒介等を行うものを記載すること。
- 2 「営業所その他の事業所の所在地」の欄には、営業所その他の事務所の所在する都道府県名、市町村（特別区を含む。）名、地番、建物名等について記載すること。
- 3 記載する営業所その他の事業所の名称に及び、適宜項を追加すること。
- 4 利用者利益の保護のために取り組んでいる事項がある場合には、「参考事項」の項にその旨を記載すること。なお、当該取組について、営業所その他の事業所ごとに区分して記載すること等により欄内に記載しきれない場合には別紙とすること。
- 5 その他注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2表

再委託先の媒介等業務受託者の名称等に関する報告

年3月31日現在

サービスの別表種類

事業者名
法人番号
届出番号
電話番号
電子メールアドレス

再委託に係る電気通信役務	再委託先の媒介等業務受託者の名称	再委託に係る電気通信事業者の名称	再委託先の媒介等業務受託者の法人番号	再委託先の媒介等業務受託者の連絡先	再委託先の媒介等業務受託者の届出番号
参考事項					

注1 再委託を行っていない場合には、「再委託に係る電気通信役務」の欄に「×」を記入すること。

2 「再委託に係る電気通信役務」の欄には、電気通信事業法第26条第2項の規定により告示する同法第26条第1項各号の電気通信役務の区分に従い記載すること。二以上の再委託に係る電気通信役務が同一の電気通信役務の区分である場合であつて、これらの電気通信役務の再委託先の媒介等業務受託者又は再委託に係る電気通信事業者が異なる場合は、項を分けて記載すること。

3 再委託先の媒介等業務受託者は、この報告を提出する届出媒介等業務受託者と直接の

<p>委託契約を締結する媒介等業務受託者を記載することとし、再委託先の媒介等業務受託者が更に委託した場合の当該委託先である媒介等業務受託者については記載しないこと。</p> <p>4 「再委託先の媒介等業務受託者の名称」の欄には、媒介等業務受託者が法人又は団体である場合にあつては、当該法人名又は当該団体名を記載すること。</p> <p>5 「再委託に係る電気通信事業者の名称」の欄には、再委託先の媒介等業務受託者に対する委託契約の対象となる電気通信役務を提供する電気通信事業者の名称を記載すること。</p> <p>6 「再委託先の媒介等業務受託者の法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、当該法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。</p> <p>7 「再委託先の媒介等業務受託者の連絡先」の欄には、電話番号（公的機関からの連絡を受けることに支障を生じないとこの報告を提出する届出媒介等業務受託者が認める場合には、電子メールアドレスその他の連絡先）を記載すること。。</p> <p>8 「再委託先の媒介等業務受託者の届出番号」の欄には、電気通信事業法施行規則第39条第2項に規定する届出番号を記載すること。</p> <p>9 記載する再委託に係る電気通信役務及び媒介等業務受託者の名称の弊に及び、適宜項を追加すること。</p> <p>10 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。</p> <p>11 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>	
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）の施行の日から施行し、報告期限が令和二年六月一日以降である報告から適用する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十六条第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百六号（電気通信事業法第二十六条第一項各号の電気通信役務を指定する件）の一部を次のように改正し、令和元年 月 日から施行する。

令和元年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一 略」</p> <p>二 無線インターネット専用サービス 携帯電話の役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（次号において「無線利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの</p> <p>「三〇五 略」</p> <p>2 電気通信事業法（以下「法」という。）第二十六条第一項第一号（法第七十三条の三において準用する場合を含む。）の規定により指定する電気通信役務は、次に掲げるもの（その提供に先立って対価の全部を受領するものを除く。）とする。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>3 法第二十六条第一項第二号（法第七十三条の三において準用する場合を含む。）の規定により指定する電気通信役務は、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>4 法第二十六条第一項第三号（法第七十三条の三において準用する場合を含む。）の規定により指定する電気通信役務は、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇九 略」</p>	<p>1 「同上」</p> <p>「一 同上」</p> <p>二 無線インターネット専用サービス 前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（次号において「無線利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該電気通信番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの</p> <p>「三〇五 同上」</p> <p>2 電気通信事業法（以下「法」という。）第二十六条第一項第一号の規定により指定する電気通信役務は、次に掲げるもの（その提供に先立って対価の全部を受領するものを除く。）とする。</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>3 法第二十六条第一項第二号の規定により指定する電気通信役務は、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>4 法第二十六条第一項第三号の規定により指定する電気通信役務は、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇九 同上」</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二條の二の七第一項第五号ロ及びハ並びに第六項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百五十二号（電気通信事業法施行規則第二十二條の二の七第一項第五号ロ及びハ並びに第六項の規定に基づき告示する件）の一部を次のように改正し、令和元年 月 日から施行する。

令和元年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>〔1 略〕</p> <p>2 施行規則第二十二條の二の七第一項第五号ロの総務大臣が別に告示する契約は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 施行規則第二十二條の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約の締結に付随して、電気通信事業者又は当該締結の媒介等をした届出媒介等業務受託者により締結された移動端末設備（当該確認措置契約を締結した利用者のものに限る。）に係る売買契約（割賦販売（割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二条第一項に規定するものをいう。）の方法により販売する契約及び個別信用購入あつせん関係販売契約（同法第三十五條の三の五第一項に規定するものをいう。）を含む。）であつて、次のいずれかの要件を満たすもの</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>〔二 略〕</p> <p>3 施行規則第二十二條の二の七第一項第五号ハの規定により電気通信事業者があらかじめ基準を定める条件は、次に掲げる規定について、その遵守状況を検証等することができる基準を定めることとする。</p> <p>一 法第二十六條（法第七十三條の三において準用する場合を含む。）</p> <p>〔二 略〕</p> <p>〔4 略〕</p>	<p>〔1 同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>一 施行規則第二十二條の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約の締結に付随して、電気通信事業者又は当該締結の媒介等をした届出媒介等業務受託者により締結された移動端末設備（当該確認措置契約を締結した利用者のものに限る。）に係る売買契約（割賦販売（割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二条第一項に規定するものをいう。）の方法により販売する契約及び個別信用購入あつせん関係販売契約（同法第三十五條の三の五第一項に規定するものをいう。）を含む。）であつて、次のいずれかの要件を満たすもの</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>一 法第二十六條</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>〔4 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

○総務省告示第 号

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）附則第二条第二項の規定に基づき、同法による改正後の電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項の規定の例により、移動電気通信役務を次のとおり指定する。

令和元年 月 日

総務大臣 石田 真敏

1 電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定する移動電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務とする。

一 携帯電話端末サービス（携帯電話の役務（次号に掲げる役務を除く。）及び携帯電話端末からのインターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（以下「無線端末系伝送路設備」という。）（その一端がブラウザを搭載した携帯電話端末と接続されるものに限る。）及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。）の役務をいう。）

二 無線インターネット専用サービス（携帯電話の役務及び携帯電話端末からのインターネット接続サービスの役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の

二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備によつて音声伝送役務（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないものをいう。）

2 次に掲げる電気通信役務は、前項の電気通信役務から除くものとする。

- 一 BWAアクセスサービス（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第十三号に規定するBWAアクセスサービスをいい、その業務区域が都道府県の区域の一部又は一の市町村（特別区を含む。）の区域の全部若しくは一部を超えないものに限る。）及びBWAアクセスサービスの提供に用いられる端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務

二 卸電気通信役務

- 三 契約約款に定める料金その他の提供条件によらず、料金その他の提供条件についての別段の合

意に基づき法人に対して提供される電気通信役務

四 電気通信事業者が電気通信設備を制御することにより、特定地点以外での利用を制限して提供される電気通信役務

五 特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備向けの電気通信役務であって、専らデータ伝送役務（従としてその利用の態様が著しく制限された音声伝送役務が付加されているものを含む。）として提供されるもの

○総務省告示第 号

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）附則第二条第二項の規定に基づき、この法律による改正後の電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項の規定の例により、同条第二項の適用を受ける電気通信事業者を次のとおり指定する。

令和元年 月 日

総務大臣 石田 真敏

- 一 株式会社NTTドコモ
- 二 沖縄セルラー電話株式会社
- 三 KDDI株式会社
- 四 ソフトバンク株式会社
- 五 UQコミュニケーションズ株式会社
- 六 楽天モバイル株式会社
- 七 株式会社インターネットイニシアティブ株式会社
- 八 株式会社ウイルコム沖縄
- 九 SBパートナーズ株式会社
- 十 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- 十一 株式会社エヌ・テイ・テイネオメイト
- 十二 株式会社エヌ・テイ・テイ・テイピー・シーコミュニケーションズ
- 十三 エヌ・テイ・テイ・メデアサプライ株式会社
- 十四 沖縄セルラーアグリ&マルシェ株式会社
- 十五 株式会社オプテージ
- 十六 汐留モバイル株式会社
- 十七 株式会社ソラコム
- 十八 中部テレコミュニケーション株式会社
- 十九 テレコムプロフェッショナルサービス株式会社
- 二十 株式会社ドコモCS
- 二十一 ビッググローブ株式会社
- 二十二 ヤフー株式会社
- 二十三 UQモバイル沖縄株式会社
- 二十四 LINEモバイル株式会社
- 二十五 楽天コミュニケーションズ株式会社